

鳴沢村 国土強靱化地域計画

概要版

令和8年度 ▶ 令和12年度

国土強靱化地域計画の策定趣旨

東日本大震災や100年に1度といわれる集中豪雨など大規模自然災害の経験を通じ、平時から自然災害に備えることが最重要課題であると認識されるようになりました。平成25年12月、防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定され、国土強靱化基本計画が定められました。山梨県ではこの基本法に基づき、

県土の強靱化を推進するための山梨県強靱化計画を策定しました。

鳴沢村国土強靱化地域計画は国土強靱化基本法第13条に基づき策定するもので、村長期総合計画の下に位置し、なおかつ地域防災計画と並ぶイメージのものとしています。

計画の策定方法・推進期間

計画策定にあたっては、庁内検討委員会やパブリックコメントにおいて意見を聴取した上で検討を進めました。

本計画は、国土強靱化の推進について、中

長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を示すこととし、令和8年度から12年度までの5年間で推進期間とします。

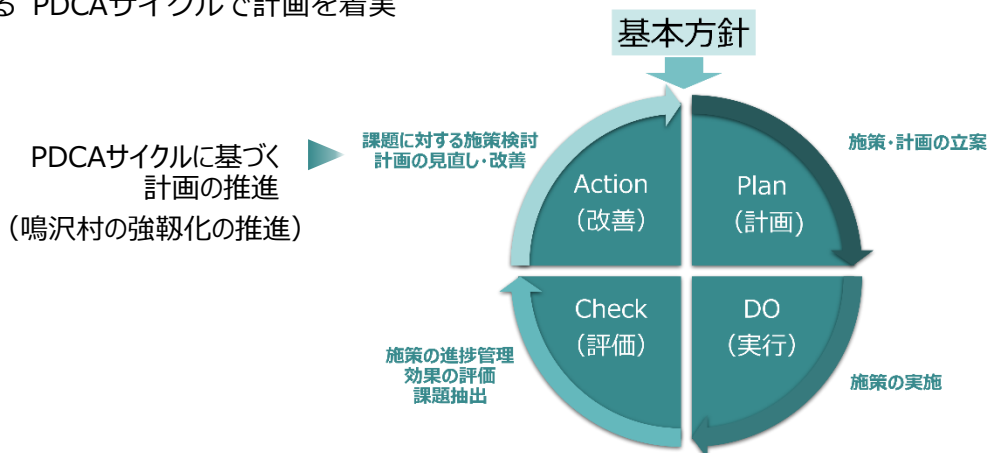
計画の推進・進捗管理

地域計画策定後は、全庁横断的な体制のもと、施策ごとの進捗状況や設定した目標の達成状況、社会状況の変化等を踏まえながら、計画的・継続的に取り組むことが重要です。

このため、本計画は、施策・計画の立案（計画/Plan）、施策の実施（実行/Do）、施策の進捗管理および効果の評価（評価/Check）、計画の見直し・改善（改善/Action）によるPDCAサイクルで計画を着実に

に推進していくものとします。

具体的には、毎年度進捗状況を確認し、必要に応じて施策や指標の見直します。あわせて、総合計画や地域防災計画等の関連計画策定・見直し時には、それらの整合性を確保し、必要な修正を行っていきます。



地域を強靱化する上での目標の明確化

基本 目標

いかなる自然災害が発生しようとも村民、そして本村を訪れる観光客の生命と安全を守り、災害による被害をできる限り軽減し、早期の復旧につなげるため、本計画では次の事項を基本目標として策定します。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 村民の財産および公共施設に係る被害を最小化
- 4 迅速な復旧復興

事前に 備えるべき 目標

大規模自然災害に対して、本村における国土強靱化を推進する上で、事前に備えるべき目標を次の通り設定します。



- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力などライフライン、燃料供給関連施設などの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

想定する リスク

本計画で対象とする大規模自然災害のリスクは

巨大地震

風水害

土砂災害

富士山噴火

雪害

複合災害・その他

としています。

大規模自然災害等のリスク

地震

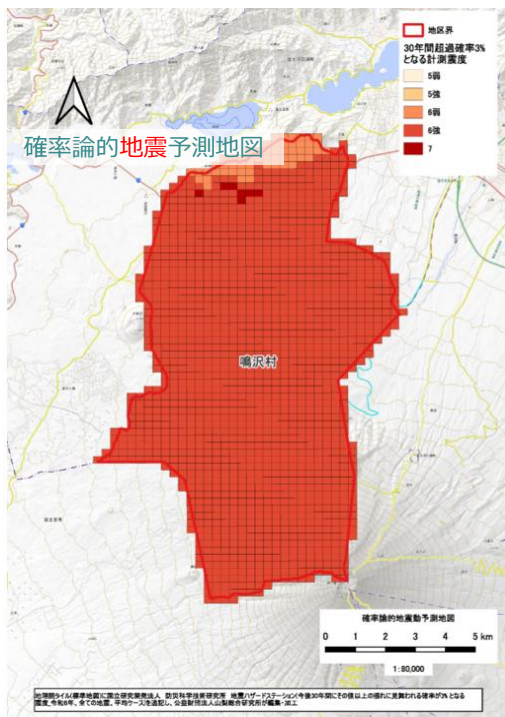
東海地震、南海トラフ地震については、本村は「地震防災対策推進地域」に指定されており、地震が発生した場合に著しい災害が発生するおそれがあります。

土砂災害

村の面積の90%以上を占める山林の大部分は裾野型の地形であり、山崩れなどの災害も少ないものの、一部急峻な地形もあるため、台風などの豪雨による土砂災害などによって、大きな被害が発生するおそれがあります。

雪害

冬季の降雪量は比較的少ない土地柄となっていますが、平成26年2月の豪雪で、物流ルートが寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたしました。今後も同様の災害が発生するおそれもあります。



風水害

村内には大規模な河川や湖沼が存在せず、洪水に関しては歴史的にも目立った被害がないものの、発生した場合、大きな被害が発生するおそれがあります。

富士山噴火

発生した場合、本村に及ぼす影響が大きいと予想されています。本村は、富士山溶岩流が基盤のため地質は比較的堅固であるものの、一方で、ひとたび大規模な噴火があれば富士山溶岩流が近くまで到達する可能性のあることを示しています。



複合災害・その他

大規模な自然災害は、同時発生により複合災害となることも想定しなければなりません。

震度7の可能性も

地震ハザードステーション (J-SHIS) によると今後30年間にその値以上の揺れに見舞われる確率が3%となる震度は、足和田山周辺が震度6弱、村北西部に震度7、その他全域で震度6強の揺れが想定されています。平成21年の予測地図に震度7はありませんでしたが、最新データ更新では、場所により震度7の可能性も予測されています。

大規模自然災害等のリスク

事前に備えるべき目標について、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を33項目設定し、その事態回避のための課題及び施策を検討しました。

事前に備えるべき目標		番号	起きてはならない最悪の事態（鳴沢村）
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	豪雨などによる突発的な集落などの浸水による被害の発生
		1-4	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
			防災インフラの長期にわたる機能不全
		1-5	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		1-6	防災インフラなどの損壊・機能不全や堆積した火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
1-7	豪雪などに伴う多数の死傷者の発生		
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防などの被災等による救助・救急活動などの絶対的不足
		2-2	医療施設および関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺または大幅な低下
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-4	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2-5	別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
		2-6	富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
		2-7	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設の倒壊および災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		4-2	食料等の安定供給の停滞
		4-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5	交通ネットワーク、情報通信サービス、電力などライフライン、燃料供給関連施設などの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		5-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		5-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-4	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-5	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		5-6	長期にわたる上水道等の供給停止や汚水処理施設の機能停止
		5-7	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-8	地域交通ネットワークの分断
		5-9	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

国土強靱化の推進方針

特に回避すべき「最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、最悪の事態を回避するために効果が大きい施策または緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を優先度の高い施策（重点施策）として選定し、本計画において特定したリスク(大規模自然災害)ごとの対策として整理しました。

巨大地震

インフラ等耐震化および長寿命化の推進

- ・公共施設等総合管理計画による施設の長寿命化の推進
- ・橋梁の耐震化および長寿命化の推進
- ・水道における耐震管への布設替えおよび及び基幹的水道施設の耐震化の推進
- ・基幹的水道施設における耐震診断の実施

庁舎等の耐震化

- ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設

富士山火山防災の推進

- ・富士山火山避難計画の改訂
- ・富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進
- ・富士山国直轄火山砂防事業の推進
- ・広域避難を目的とした支援協定の締結推進
- ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化

災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・「大規模災害時医療救護マニュアル」の策定
- ・防災ヘリポートの確保および整備の推進

風水害

福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上
- ・「福祉避難所運営マニュアル」の策定
- ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

防災体制の充実・強化

- ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進
- ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施

土砂災害

防災体制の充実・強化

- ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進
- ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施

富士山火山防災の推進

- ・富士山火山避難計画の改訂
- ・富士山火山避難促進施設の避難確保計画策定の推進
- ・富士山国直轄火山砂防事業の推進
- ・広域避難を目的とした支援協定の締結推進
- ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進および体制強化

災害時要援護者等の支援体制の充実

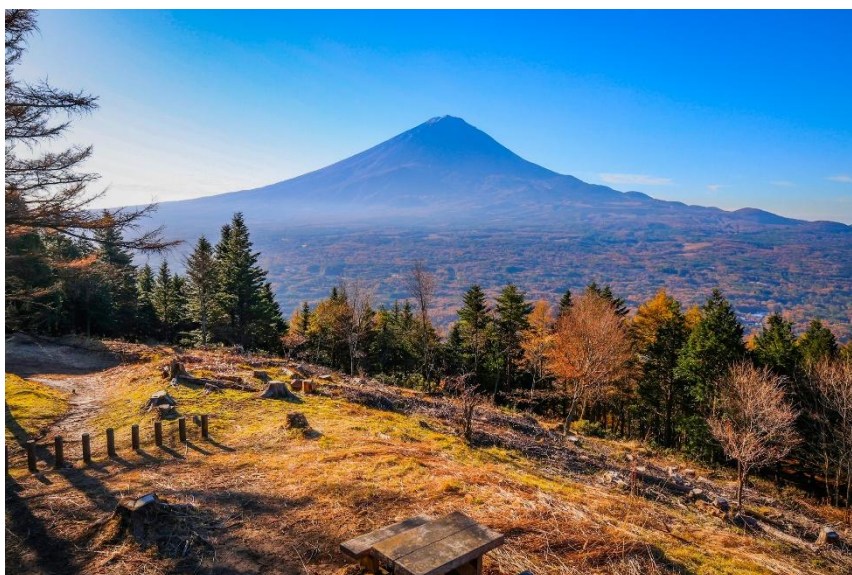
- ・要配慮者支援マニュアル等の策定
- ・避難行動要支援者台帳の作成
- ・障害者に対する情報支援体制の構築

災害時保健医療体制の整備

- ・透析患者の支援体制の整備

緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定推進）
- ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- ・緊急物資の管理
- ・災害時における燃料確保の推進
- ・燃料供給ルートの確保



防災体制の充実・強化

- ・災害時に備えた民間企業との協定締結推進
- ・不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施

地域防災力の強化

- ・防災訓練の実施
- ・自主防災組織の充実・強化および維持
- ・ハザードマップの更新
- ・自主防災組織、人材育成および意識啓発
- ・「地区防災計画」等の作成の推進
- ・小学校等における防災対策の推進
- ・保育所等における防災対策の推進
- ・避難所運営マニュアルの作成促進
- ・避難所運営支援の受入体制の構築
- ・学校における避難所運営体制の整備
- ・被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- ・災害備蓄品の確保
- ・備蓄場所の確保
- ・家庭での備蓄促進
- ・地域防災力の強化を支える人材の育成
- ・災害関連 N P O、ボランティア団体等との連携・協働の促進
- ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
- ・防災士の養成
- ・インターネットサイトを活用した寄附金の募集

インフラ等耐震化および長寿命化の推進

- ・「公共施設等総合管理計画」による施設の長寿命化の推進
- ・橋梁の耐震化および長寿命化の推進
- ・水道における耐震管への布設替えおよび基幹的水道施設の耐震化の推進
- ・基幹的水道施設における耐震診断の実施

災害時要援護者等の支援体制の充実

- ・「要配慮者支援マニュアル等」の策定
- ・避難行動要支援者台帳の作成
- ・障害者に対する情報支援体制の構築

福祉避難所等の運営体制の充実等

- ・福祉施設との福祉避難所に関する協定の実効性の向上
- ・「福祉避難所運営マニュアル」の策定
- ・災害時要配慮者の避難誘導、福祉避難所の開設訓練の実施

災害時保健医療体制の整備

- ・透析患者の支援体制の整備
- ・医薬品等の備蓄・供給体制の整備
- ・医療救護の広域応援体制の整備
- ・「災害時の栄養・食生活支援のマニュアル」に基づく対応

緊急物資や燃料の確保

- ・緊急物資の調達（調達の協定推進）
- ・緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
- ・緊急物資の管理
- ・災害時における燃料確保の推進
- ・燃料供給ルートの確保

災害時の医療救護・搬送体制等の整備

- ・「大規模災害時医療救護マニュアル」の策定
- ・防災ヘリポートの確保および整備の推進

災害時防疫体制の構築

- ・災害時における保健師活動マニュアルの策定
- ・感染症対策の推進

避難所における生活環境改善の推進

- ・避難所における生活環境改善の推進

帰宅困難者等の保護

- ・交通事業者との連絡調整
- ・食料支援の方法
- ・避難場所の提供

庁舎の災害対応力の強化

- ・災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保
- ・災害対策本部の予備施設の指定
- ・電力の確保
- ・通信機器の確保
- ・行政データのバックアップ
- ・職員のトイレ対策
- ・職員の食料・飲料水等の確保
- ・燃料および消耗品の確保

庁舎等の耐震化

- ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設

発行 鳴沢村

〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575番地

TEL 0555-85-2311 FAX 0555-85-2461

策定 令和8年3月